

【新設】(一定期間支払わない売上割戻しの計上時期)

2-1-1の13 法人が売上割戻しについて2-1-1の11の取扱いを適用しない場合において、当該売上割戻しの金額につき相手方との契約等により特約店契約の解約、災害の発生等特別な事実が生ずる時まで又は5年を超える一定の期間が経過するまで相手方名義の保証金等として預かることとしているため、相手方がその利益の全部又は一部を実質的に享受することができないと認められる場合には、その売上割戻しの金額については、2-1-1の12にかかわらず、これを現実に支払った日(その日前に実質的に相手方にその利益を享受させることとした場合には、その享受させることとした日)の属する事業年度の売上割戻しとして取り扱う。

【解説】

- 1 本通達は、売上割戻しについて、一定期間が経過するまで支払わない場合には、現実に支払った日等の属する事業年度の売上割戻しとする旧通達2-5-2《一定期間支払わない売上割戻しの計上時期》の取扱いについて平成30年度税制改正後も同様となる旨を明らかにするものである。
- 2 旧通達2-5-2においては、売上割戻しを一定期間支払わない場合の取扱いを設けていた。具体的には、販売会社等が特約店との取引をする場合、その特約店から売掛金等の債権担保の方法として営業保証金等を徴するのが通例であるが、一時に多額の保証金を徴することが困難な場合があるので、各事業年度に交付すべき売上割戻しの全部又は一部を相手方からの保証金として一定期間預かるという商形態も見受けられた。すなわち、傘下特約店等に対する売上割戻しにつき通知だけを行い、その支払を一定期間棚上げするようなケースである。
そこで、法人が売上割戻しについて旧通達2-5-1(現行:基通2-1-1の11)《売上割戻しの計上時期》の取扱いを適用しない場合において、当該売上割戻しの金額につき相手方との契約等により特約店契約の解約、災害の発生等特別な事実が生ずる時まで又は5年を超える一定の期間が経過するまで相手方名義の保証金等として預かることとしているため、相手方がその利益の全部又は一部を実質的に享受することができないと認められる場合には、その売上割戻しの金額については、これを現実に支払った日(その日前に実質的に相手方にその利益を享受させることとした場合には、その享受させることとした日)の属する事業年度の売上割戻しとして取り扱うことが認められていた。
すなわち、保証金等として預かっているとはいえ、あくまで経理上の手続だけのことであって、その資金は常に他に運用も可能であるから、販売会社としては支払わないことと同様であるという実態を踏まえたものである。
- 3 収益認識基準においては、売上割戻しについては、変動対価として、売上時にこれを見積もって売上高から控除することとされており、税法上も合理的と認められる範囲でその処理を認めることとされている(法22の2④⑤、法令18の2①~③、基通2-1-1の11)。しかしながら、収益認識基準を適用しない場合において、上記2のような実態を踏まえた従来の会計慣行があり、これも一般に公正妥当と認められる会計処理の基準といえる。したがって、一定期間支払われない売上割戻しについて、収益認識基準の導入前の公正な会計慣行を踏まえた旧通達2-5-2の取扱いを実質的に存続することとしたものである。
- 4 なお、相手方では、少なくともその預けている期間中はその割戻しを受けることによる

収益を実質的に享受していないと考えられるにもかかわらず、課税だけが行われることになるのは適当ではないことから、現実にこの割戻しの金額の支払を受けるまでは、相手方においては益金算入しない取扱いとしている（基通 2-5-2）。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2-1-1 の 13）を定めている。